

太 田 市 公 告

公共下水道の供用を開始するので下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。また、その関係図面は、令和 7 年 4 月 10 日から 14 日間、当市都市政策部下水道課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 10 日

太田市長 清 水 聖 義

記

- 1 供用を開始する年月日
令和 7 年 5 月 1 日
- 2 供用を開始する区域
令和 7 年度から飯塚町・東矢島町・東別所町・内ヶ島町・福沢町・富沢町・牛沢町・古戸町・岩瀬川町・下浜田町・東矢島土地区画整理事業・大島町・藤阿久町・内ヶ島町・石原町・東長岡町・龍舞町・細谷町・由良町・尾島町・亀岡町・安養寺町・粕川町・尾島東部土地区画整理事業地内・新田木崎町・新田金井町・藪塚町・大原町・世良田町の各一部について、公共下水道を供用開始したく、下水道法（昭和 33 年法律第 79 条）第 9 条第 1 項の規定により公示したい。
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
2 に示された区域内の下水道管渠
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の名称及び位置
 - (1) 太田市中央第二浄化センター
太田市古戸町 2 5 0 - 1
 - (2) 西邑楽水質浄化センター
邑楽郡千代田町大字舞木字中里 1 2 0 0 - 1
 - (3) 利根備前島水質浄化センター
太田市備前島町 4 2 - 1

(4) 平塚水質浄化センター
伊勢崎市境平塚99番地1